

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート【事業実施関係】

松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本方針（令和6年告示第59号）にて掲示している事項や事業について評価します（事業の中で評価する事項もあります）。

【評価ランク等】

ランク	評価基準
A	評価項目について、達成されている。
B	評価項目について、概ね達成されている。
C	評価項目について、一部が達成されておらず、課題がある。
D	評価項目について、達成されておらず、改善が必要である。
非該当	非該当または実施していない。

- ・ 該当年度に「評価ランク」を入れてください。
- ・ 以下、この評価シートでは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある満18歳未満の者を「児童」と表記します。

1 松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的

評価項目		
松阪市子ども発達総合支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心して暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行う。		
評価要素	・ 【事業全体】 事業運営が円滑に推進され、児童が当センターを安全安心に利用できるよう、必要な配慮を行う。 ・ 【児童福祉法に定める事業】 専門職による連携協働体制を築き、心身の発達の程度に合わせた療育・訓練の提供、集団生活への適応、保護者等の支援を行う。 ・ 【総合的支援施設自主事業】 保育、医療、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、専門的な技術支援、就園就学時の発達相談等、途切れない支援を行う。	
評価	年度	現状
	R6 B	開設以来、「心身の発達に心配があるまたは障がいのある児童が、地域で途切れない支援を受けながら安心して暮らしを実現するための支援をめざす」ことを理念に掲げ、地域の児童発達支援としての機能を拡充しながら、公的施設である利点を活かし、保育、医療、福祉、教育等の関係機関との協働連携体制のもと、事業運営を行っている。 ＊①通所支援事業等（4事業）の保護者等による事業所評価表の満足度 ＊②就園・就学及び発達に関する相談についての個別保護者アンケート満足度 【R6目標】①95％・②95％ 【R6実績】①93.3％・②93.1％
	R7	課題と改善、目標など
	R8	R6児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化された。「中核的役割」として期待される4つの機能「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」「地域の通所支援事業所に対するスーパーバイズコンサルテーション機能」「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」「地域の障がい児の発達支援の入り口としての相談支援」を発揮し、市内唯一の公立施設であることも踏まえ、障がい児支援の質の底上げを図っていく必要がある。 【R7目標】①95％以上・②95％以上

2 事業全体の共通項目実施状況

(1) 衛生管理

評価項目		
センター内は、常に衛生管理を徹底し、児童が直接触れる場所、設備及び各種器具の衛生の維持管理に努める。また、感染症の予防や早期発見のため、児童の健康状態の把握、及び保護者との情報共有を図る。		
評価要素		・ 常に清潔を心がけ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底している。 ・ 感染症発生動向に注意を払い、児童の来所時の健康チェック及び保護者との情報共有を行っている。 ・ 感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針の整備、研修や訓練を実施している。 ・ 感染症等が発生した場合の対応について、感染症対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を行っている。
評価	年度	現状
	R6	A
	R7	現在、看護師を中心に全職員が高い意識を持ち、衛生環境の維持・管理に努めており、感染症の拡大防止のため、職員の手指消毒や施設内の消毒・換気を徹底している。また、感染症対策指針に基づき、感染対策委員会を定期的に開催し、年間計画を作成のうえ全職員へ周知するとともに、年2回の研修及び訓練を実施している。 *研修及び訓練 【R6目標】年2回 【R6実績】年2回
	R8	課題と改善、目標など 引き続き、感染対策委員会の実施する「感染症の予防及びまん延防止」のための研修・訓練を行い、衛生環境の維持・管理に努める。看護師に依存することなく、他職員が主体的に行動できるよう、嘔吐処理の対応訓練等も実施し、職員一人ひとりが迅速に対応できる体制を整えていく。 【R7目標】年2回

(2) 安全確保と緊急時の対応

評価項目		
児童が利用する設備及び各種器具は、常に安全に使用できる状態であること。また、万一事故が起こった場合の対応など、様々なリスクや場面を想定し、常に児童が安全に安心して利用できる環境の構築に努める。		
評価要素		・ 常時、児童が利用する設備及び器具の安全性について点検、確認を行っている。また補修が必要なときには、直ちに使用を中止し、専門業者等に補修を依頼している。 ・ 支援プログラムは、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促すとともに、活動場所や内容等に留意した事故の発生防止に取り組むなど、安全管理が十分に図られた中で実施している。 ・ 安全計画を策定し、職員に周知するとともに、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じている。 ・ 安全確保に関して、家族等との連携が十分図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知している。 ・ センター内で発生したヒヤリハット事例について、職員間で共有し、再発防止に努めている。 ・ 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等、個々の児童の状況を確認している。 ・ 緊急時の対応マニュアル等について、職員に周知するとともに、事故やけが、健康状態の急変が生じたときは、保護者との連携を密にし、必要とする対応（救急搬送の要請・主治医との連携など）を迅速に行っている。

年度			現状
評価	R6	B	安全計画に基づき、児童が使用する設備・器具は、遊具点検表を用いて日々点検し、館内外の目視点検も実施。事故や怪我が発生したときは、看護師がその場で処置後、帰宅後の経過観察や必要に応じて病院受診を促し、定期的に開催しているヒヤリハット会議にて、報告書の作成・情報共有を行っている。また緊急時に迅速な対応が可能になるよう、外部講師による研修も開催し全職員が受講。
	R7		*保護者等による評価表（通所3事業）の非常時対応項目において「安全が十分に確保された上で支援が行われていると思いますか」の割合 【R6目標】95% 【R6実績】89.3% 課題と改善、目標など
	R8		引き続き、ヒヤリハット会議にて情報共有を図るとともに、事例をもとに話し合いの機会を設定し、再発防止に努めていく。また、緊急時の対応の中でも、てんかんや発作が起こった際の救急車の要請、本人への迅速な処置、他の保護者への適切な対応について、手順書を作成し、訓練を実施していく。 【R7目標】95%以上

(3) 防災・防犯対策

評価項目			
非常時において、児童や保護者の安全が確保できるよう、防災・防犯のための対策を確立している。また、災害時に福祉避難所として開設、運営できる体制を構築するとともに、必要なサービスのため早期の業務再開に係る措置を講じている。			
評価要素	- 療育訓練前に自然災害発生、または気象情報「警報」、避難発令情報「警戒レベル3以上」等が発表または発令された場合、速やかに保護者に対し、訓練の中止を連絡するものとする。また療育訓練中であれば、直ちに中止し、帰路の安全を確認した上で帰宅を勧めるが、帰宅が困難と判断した場合はセンター内にとどめるものとする。 - 火災や地震等の非常災害の発生に備え、避難訓練を年1回以上実施するとともに、児童や保護者に対し、避難経路等の周知を図っている。 - 非常災害が発生した場合の対応について、災害対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を行っている。 - 防犯マニュアルを策定し、外部からの不審者の侵入などに対応できるよう、防犯対策の取組を行っている。 - 災害時、必要に応じ福祉避難所として運営ができるよう、市の防災対策課と連携して体制を構築している。		
年度			現状
評価	R6	B	業務継続計画(BCP)をもとに、6月から職員間で地震・火災・不審者・福祉避難所開設等に対応した訓練を実施。11月には利用児童と保護者を対象とした防災週間を設定して、非常時の動きを体験する機会を設けている。また、訓練内容は「そだちの丘だより」に掲載し、保護者連絡ツール「テトル」で配信し、周知を図っている。 *保護者等による評価表（「通所2事業」）の非常時対応ニーズ調査項目において、「訓練等を受けたことにより、安心してサービスを受けることができたと感じた」の割合 【R6目標】50% 【R6実績】44.75%
	R7		課題と改善、目標など
	R8		利用者アンケートでは「訓練に参加して安心感が得られた」という声に加え、「訓練に参加できなかった」「訓練の実施を知らなかった」という回答が目立った。「防災週間」は、集団療育の時間に合わせて訓練を実施するため、対象者が限定されることを受け、個別療育利用児童等に対し、長期的な対応期間（6月～2月末）を設定し、訓練に参加できる体制を整える。 【R7目標】（ただし、「訓練に参加していない・参加できなかった」回答数を除く）を追加 95%

(4) 職員の資質向上と協働体制

評価項目		
職員は、専門的知識・技術の向上のため、積極的に研修へ参加するとともに、定期的なミーティング・協議により情報共有と課題解決に努める。また、各専門職域を超えて支援を提供する体制を構築し、全職員が連携・協働のもと、業務を推進する。		
評価要素		・ 職種別及び全職員による情報共有の場を持っている。 ・ 児童の個々の特性にあわせたサービスを提供するため、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進している。 ・ サービス提供にかかる課題・問題が発生したときは、関係職員あるいは全職員による協議を行い、提供改善及び再発防止の研修等の取り組みを実施している。 ・ 保護者等からの苦情等が発生したときは、その原因の確認と業務等の改善を行っている。 ・ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保し、積極的に参加している。 ・ 業務改善を進めるためのPDCAサイクルに広く職員が参画している。 ・ 保護者による評価表、職員による自己評価表の実施と結果を踏まえ、保護者及び職員の意向等を把握し、その内容を業務改善につなげている。 ・ 第三者による外部評価を行い、支援の質の評価及びその評価結果を業務改善につなげるとともに、内容をホームページ等で公開している。
評価	年度	現状
	R6	A 朝礼やミーティングを通じて情報共有を行うとともに、定期的に開催する職種別会議、係内会議、役職者会議等を活用し、保護者等による評価表や職員自己評価表の分析、課題の発見と改善につなげている。また、多職種による協力体制のもと、支援検討会議にて適切なサービスを検討し、提供に取り組む一方、外部講師を招いた養成講座や実技研修、保育現場の実習も実施し、個々の職員の知識・スキル向上を図っている。 ＊①支援検討会議 ②職種別会議・役職者会議 ③係内会議・両係会議 【R6目標】①週1回 ②月2回 ③月1回 【R6実績】①週1回 ②月2回 ③月1回
	R7	課題と改善、目標など
	R8	引き続き、保護者による評価表や重要度満足度調査等を踏まえ、職種別会議や役職者会議で各事業の課題や強化する取り組みを協議していく。職員の資質向上を図るため、研修の機会を積極的に確保するとともに、障がいの特性に合わせた効果的なサービスを提供できるよう、多職種間の連携協働体制を強みとしたセンター運営をめざす。 【R7目標】①週1回 ②月2回 ③月1回

(5) 虐待防止の取り組みと身体拘束への対応

評価項目		
児童本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮した支援を行うため、虐待など人権侵害の防止に取り組む。		
評価要素		・ 虐待の防止及び身体拘束の適正化を図るため、委員会の開催、職員の研修機会の確保など、適切な対応をしている。 ・ どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、支援計画に記載している。

評価	年度		現状
	R6	A	「虐待防止のための指針」および「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、委員会の設置と職員研修の実施を中心に取り組んでいる。虐待防止では、委員会を年2回、研修を年1回行うとともに、こども家庭センターや各園との連携を強化し、些細なことでも報告するよう努めている。身体拘束への対応においても、委員会を年2回、研修を年1回実施。事前に個別支援計画書に記載し、必要に応じて保護者の同意を得るとともに、身体拘束が発生した場合には記録を残し、委員会で確認している。 *①「虐待防止」委員会・研修 ②「身体拘束」委員会・研修 【R6目標】①委員会2回・研修1回 ②委員会2回・研修1回 【R6実績】①委員会2回・研修1回 ②委員会2回・研修1回
	R7		
	R8		引き続き、各指針に基づき、委員会の開催及び研修を実施することで、職員のスキルと実践力を向上させ、虐待防止と身体拘束への的確な対応、信頼される運営体制の構築をめざす。 【R7目標】①委員会2回・研修1回 ②委員会2回・研修1回

3 各事業別の実施状況

◆児童福祉法に定める事業

(1) 児童発達支援事業

評価項目			
就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園または就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適用などのための療育・訓練を提供する。			
評価要素	・ こども家庭庁の定める「児童発達支援ガイドライン」に基づいたサービスを提供をしている。 *（保護者向け）（職員向け）「児童発達支援事業 評価表」のチェック項目。		
評価	年度		現状
	R6	B	「児童発達支援ガイドライン」に基づき、療育・訓練を行っている。集団療育では、クラスによって利用児の人数に差があり、未就園児（にこにこ）クラスの利用者は少ないが、就園児の中には年度途中で定員に達するクラスもある。個別療育利用児でも、特性や課題に合わせ、小集団でのSST（ソーシャルスキルトレーニング）も実施した。集団療育4～5歳児クラスの分離中の保護者を対象に保護者支援（ペアレントトレーニング）も実施。R6は保護者交流会を試験的に開催したが、きょうだい児同士が単独で交流する機会や、地域との交流する場は設定していない。 *保護者等による事業所評価表のうち、満足度3項目の「はい」の割合 【R6目標】95% 【R6実績】94.7%
	R7		
	R8		未就園児（にこにこ）クラスの開催方法は、集団療育や個別療育以外の療育方法も検討し、就園児クラスの新規利用者受け入れについても柔軟に対応する。利用頻度が極端に少ない児童は、保護者と面談等を行う機会を設け、事情や状況を確認していく。また、保護者との面談対応は、「聞き取り票」にlogoフォームを活用し、保護者の負担軽減と効率的な記録の整理を図る。これらも踏まえた上で、専門性を発揮し、多職種連携に基づく質の高い適切なサービスを提供していく。 【R7目標】95%以上

(2) 放課後等デイサービス

評価項目		
就学期の児童において、生活能力や社会適用の向上のための訓練等を提供する。		
評価要素	・ こども家庭庁の定める「放課後等デイサービスガイドライン」に基づいたサービスを提供をしている。 ＊（保護者向け）（職員向け）「放課後等デイサービス支援事業 評価表」のチェック項目。	
評価	年度	現状
	R6	B
	R7	「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、訓練を行っている。個別療育は、理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)それぞれの利用枠があるが、前年度と比較し、STの個別利用枠の増により利用者が1割弱増加している。OTは、ほぼ定員人数まで対応。保育所等訪問支援のニーズの高まりから、訓練士が訪問支援に行く機会も増えており、訪問支援の回数や時間も考慮する必要がある。また、集団療育は現時点で実施していない。きょうだい児同士が単独で交流する機会や、地域と直接交流する場も設定していない。 ＊保護者等による事業所評価表のうち、満足度3項目の「はい」の割合 【R6目標】95% 【R6実績】93.6%
	R8	課題と改善、目標など 現在集団療育を実施しておらず、どのように対応していくか、必要性も踏まえ協議を重ねていく。また、放デイ利用者の保護者は、通常の訓練が個別であることから訓練時に他の保護者との交流がない。R7も保護者交流会を開催予定であるが、周知の徹底が必要である。利用者にとって最適かつ適切なサービスを提供していく。 【R7目標】95%以上

(3) 保育所等訪問支援事業

評価項目		
個別の支援計画に基づき、集団生活に適応することができるよう通園通学する保育園等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施する。		
評価要素	・ こども家庭庁の定める「保育所等訪問支援ガイドライン」に基づいたサービスを提供をしている。 ＊（保護者向け）（訪問先施設向け）（職員向け）「保育所等訪問支援事業 評価表」のチェック項目。	
評価	年度	現状
	R6	B
	R7	R3の事業開始から4年が経過。訪問支援者は定型発達過程や園の実情を理解し、適切な支援を提案することから、当センター職員の保育現場での実習研修も実施し、相互理解に努めている。こうした取り組みにより保育園、認定こども園、幼稚園では、当事業の浸透と理解が進んでいると感じられる。学校現場においても同様に活用を図るため、R6特別支援教育研修の一環として、先生方に向けた当事業の研修を行うなど、事業の啓発に努めている。 ＊①保護者等による事業所評価表のうち、満足度2項目の「はい」の割合 ②訪問先施設等による事業所評価表のうち、満足度1項目の「はい」の割合 【R6目標】①95% ②95% 【R6実績】①87.5% ②100%
	R8	課題と改善、目標など 当事業は、児童が日常生活の多くを過ごす保育園や学校等で、集団生活に適応するための支援であり、インクルージョン推進の要となっている。保育園等はもとより、学校現場での当事業の活用をめざし、事業の周知と啓発をどのように進めることが効果的か、他の民間事業所の意見も汲み上げながら、充実した支援が提供できるよう検討していく。 【R7目標】①95%以上 ②95%以上

(4) 障害児相談支援事業

評価項目		
障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画を作成し、支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等、継続的に関わり支援を行う。		
評価要素	・ 指定基準、運営基準等に基づいたサービスを提供をしている。 ＊（保護者向け）（職員向け）「障害児相談支援事業 評価表」のチェック項目。	
評価	年度	現状
	R6	A
	R7	R3の事業開始から4年が経過。R6から、相談からサービス開始までの工程を見直し、入電から1か月強でサービスに繋がる体制となる。当事業の新規契約者は年々増加し、高いニーズが伺える中、他の療育・訓練担当職員等にも相談支援員業務の研修を行い、相互理解を図るとともに、支援員同士のノウハウやスキル、市民対応力の共有に努めている。 ＊保護者等による事業所評価表のうち、満足度2項目の「はい」の割合 【R6目標】95％ 【R6実績】97.4％
	R8	課題と改善、目標など 新規契約件数が増加する中で、既存契約利用児童や保護者への丁寧な支援を維持しつつ対応するには、業務の負担軽減と契約件数への対応方法を検討する必要がある。職員間のノウハウ共有を推進し、組織全体のスキルを底上げすることで、サービスの品質維持・向上をめざす。 【R7目標】95％以上

◆総合的支援施設自主事業

(5) 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

評価項目		
対象となる児童が、安心して地域の保育園等に通園通学できるよう、当センター職員及び巡回相談員が地域の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校へ出向き、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行う。		
評価要素	・ 訪問は、原則として市内在住児童の保護者、または市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、小中学校、高等学校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて行っている。 ・ 対象児童の保護者等に対し、その目的を提示するとともに、保護者等及び訪問先の関係者と連携・協働して支援業務を推進している。 ・ 訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、相談者氏名・住所・連絡先、対象児童の氏名・状況、相談支援の内容などを明記している。 ・ 対象児童の状況に応じ、医療機関及び専門機関と連携・協働している。 ・ 事案に応じて、事前にセンター内で関係者による検討を行っている。訪問は、できる限り少数の職員での対応とするが、必要に応じて、相談支援担当者も同行している。 ・ 訪問終了後、訪問支援カードに、対象児童の保護者等及び訪問先の関係者等との連携結果を記載する。必要に応じて関係者による処遇検討等を行い、今後の対応に資するよう努めている。	
評価	年度	現状
	R6	A
		保育園・幼稚園等及び小中学校へ特別支援教育の専門家を派遣し、保護者、保育教育関係者の相談を実施し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援体制の整備を図っている。 ＊保育園・認定こども園・幼稚園に対する巡回相談アンケートの満足度 （「とても参考になった」「参考になった」） 【R6目標】95％ 【R6実績】100％

価	課題と改善、目標など	
	R7	引き続き、年間を通して、臨床心理士及び外部相談員等による保育園・幼稚園・小中学校等への巡回相談を実施するとともに、R7は公立園から試行的に、臨床心理士に加えて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の派遣を追加し、多様な相談内容に対応できる体制で臨んでいく。
	R8	【R7目標】95%以上

(6) 児童発達支援人材育成事業

評価項目		
子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等について、発達支援の技術的向上と人材育成を行う。		
評価要素	・ 子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等が、容易に参加できる研修の機会を設定している。 ・ 研修事業を実施するにあたり、専門機関・施設からの講師・指導者の招へいを積極的に行い、療育現場等の技術向上を図っている。 ・ センター職員による事例研修を実施している。また、参加費用は無料にしている。 ・ 研修開催方法にオンラインを活用するなど、より参加しやすい効果的な研修形式を検討している。	
	年度	現状
評価	R6	A 当センターの専門職員が講師となり、地域のサービス事業所、幼稚園、保育園、こども園、放課後児童クラブ、学校等を対象とした人材育成講座を実施し、スキルアップを図っている。R6は研修形式を対面型とし、対象施設によって参加しやすい時間設定（午前、夜間）で実施した。
	R7	* 研修会参加者アンケートの満足度（「よく理解できた」「理解できた」） 【R6目標】95% 【R6実績】96.4%
	R8	課題と改善、目標など 園や学校関係者の参加者が少ないことから、研修のあり方や内容を検討していくため、対象施設等にアンケートを実施する。関心のある研修内容や参加しやすい形式・時間帯の把握に努め、発達支援の技術向上に寄与していく。 【R7目標】95%以上

(7) 児童発達相談支援事業

評価項目		
保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、対象となる児童や保護者等、及び保育・教育関係者に対し、当該児童の子育て、訓練、就園就学などに必要とされる専門的な知識・技術について相談支援を行う。		
評価要素	・ 必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医及び計画相談支援事業者等専門機関と連携している。 ・ 相談者が安心して相談ができるような体制を構築している。（例：外国語通訳、手話通訳など） ・ 相談者が求める情報はできる限り提供している。ただし、相談者が対象児童及びその家族以外の場合は、事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合を除き、個人情報に関わる部分は提供していない。 ・ 担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的、あるいは必要に応じて臨時に設定している。 ・ 相談支援担当職員について、その技術的向上を図るため、各種研修・研究の機会を得て積極的に参加している。	

		過去に通所利用をしていた就学後の児童の場合、対象児童が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関に対し、本人及びその家族の同意のもと、必要となる情報を提供している。ただし、提供内容は、当該児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみとする。
評価	年度	現状
	R6	B 児童が安心して成長できる、また、児童を安心して育てられる環境整備の一貫として、発達に関する相談窓口を開設し、年間を通して「発達」に関する相談や臨床心理士による発達検査を実施している。 *就園・就学及び発達に関する相談についての個別保護者アンケート満足度 【R6目標】95% 【R6実績】93.1%
	R7	課題と改善、目標など 特別支援学級在籍児以外に通常学級在籍児の相談が多く、主訴も複数にわたるケースが多い。また、電話相談から来所につながるケースも多くあり、引き続き、年間を通して「発達」に関する相談や臨床心理士による発達検査を実施していく。
	R8	【R7目標】95%以上

(8) 特別支援教育体制支援事業

評価項目		
就園就学前から卒業するまでの学校教育段階等において、対象児童の自立と社会参加の実現に向けて、関係機関との連携・協働により、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図る。		
評価要素	- 支援を必要とする個々の児童について、学校(園)が中心となって、保健、福祉、医療などの関係機関と連携し、保護者の参画と意見を含めて、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な「個別的教育支援計画」を策定し、その活用を指導し支援している。 - 対象児童への支援に係る情報を、就園・就学及び進級の際に円滑に引き継ぐための情報伝達ツールとして、「パーソナルファイル」を活用している。 - 対象児童の就学就園に関する支援対策を図るため、「教育支援委員会」及び「保育支援委員会」に対し、必要な情報を提供している。	
評価	年度	現状
	R6	B 発達障がいを含むすべての障がいのある児童に対し、早期から一貫した支援を推進しており、進学や転学、進級時に「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」「パーソナルファイル」等の活用を進めている。また、小中学校への就学にかかる児童生徒、及び加配保育士を希望する園児についてそれぞれ観察等を行い、「教育支援委員会」「保育支援委員会」にて審議を諮っている。全小中学校への訪問を実施し、特別支援教育の体制整備や指導を行っている。 *通常の学級で特別な支援を必要とする児童生徒の「①個別的教育支援計画」「②個別の指導計画」を作成した小中学校の割合 【R6目標】①100% ②100% 【R6実績】①100% ②97.5%
	R7	課題と改善、目標など 引き続き、教育支援委員会を開催して小中学校への就学についての審議を、保育支援委員会を開催して保育園等における加配保育士希望に対する審議を行うが、支援対象となる園児や児童生徒は増加しており、加配保育士の配置希望への適切な判定や対応、関係機関との連携強化による情報共有が必要である。また小中学校における「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的な計画の作成を進めていく。
	R8	【R7目標】①100% ②100%

(9) 児童発達地域支援事業

① 地域デイサービス事業

評価項目		
松阪市内においてセンターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、かつセンターを利用することが難しい児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施する。		
評価要素	・事業を実施するにあたり、その安全を確保している。 ・当該地区内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、小中学校及び各地域振興局と十分に協議して実施している。	
評価	年度	現状
	R6 非該当	当センターから遠方の市内地域（飯南・飯高地域）で療育、訓練の希望がありながらも、同地域内にサービス事業所がなく、サービスにつながない児童に対し、療育や訓練につながるための支援を行う。
	R7	※R6は、対象児童なし。
	R8	課題と改善、目標など 対象児童に必要と思われる福祉サービスや園等に繋いでいくことを主として検討していくが、家庭の状況等により困難な場合も想定される。児童の発達を促す手段としてのみ考えるのではなく、児童の環境に必要なサービスやかかわり、環境設定等を伝え、必要に応じて受給者証の取得につなげていく。

② 児童発達支援地域スクール事業

事業内容		
長期学校休業期間中に就学期の障がい児等の日中活動の場を確保するため、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施する。		
主な留意事項		
評価要素	・松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則（平成28年松阪市規則第20号。）に基づいて実施している。 ・地域の協力者やボランティアの確保は、支援センターと松阪市社会福祉協議会(松阪市ボランティアセンター)の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行っている。 ・プログラムを実施する場合は、天候、交通状況等の把握による安全の確保等、危機管理を十分に行っている。	
評価	年度	現状
	R6 C	H16に有志のボランティア事業としてスタートした当事業は、松阪社協に委託し、実行委員会形式で実施している。年々参加者が減少傾向にあり、R6は、周知方法に自治会回覧を加えるなど、参加児童の募集体制を強化した。事業の継続、縮小、廃止等の検討が必要。 ＊地域スクール事業参加者数 【R6目標】（10名×10日間）延べ100名【R6実績】8日開催 延べ43名
	R7	課題と改善、目標など
	R8	参加者の減少傾向の一因として、市内の障がい児サービス提供事業所の増加が考えられる。「障がい児の長期休暇中における居場所づくり」や「保護者等のレスパイト」の目的は選択肢の拡充から達成されつつあることから、R7は地域の方々との交流や障がいへの理解を深め、地域で世代を超えてつながる事業へと見直しを図る。夏季休暇中に、市内の住民自治協議会と共催し、障がい児等と地域の方々が世代を超えて交流する場（いんくるコミュ）を提供する。 【R7目標】事業を再編し、参加住民自治協議会数：3団体以上